

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年8月19日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和4年度東広島市ため池ハザードマップ作成業務
(2) 物品・委託役務管理番号	18040062
(3) 物品委託役務内容	広島県が実施したため池の決壊を想定したため池下流の氾濫解析結果を基にため池ハザードマップを作成するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和5年3月17日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板>地図
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

なし

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年8月19日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年8月19日～ 令和4年9月8日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年8月19日～ 令和4年8月26日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 建設部 河川港湾課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0940 /ファックス番号 082-421-0039 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年8月31日～ 令和4年9月8日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年9月6日～ 令和4年9月7日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年9月8日 午前10時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 令和4年度東広島市ため池ハザードマップ作成業務仕様書

東広島市 河川港湾課

# 令和4年度東広島市ため池ハザードマップ作成業務仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、東広島市（以下、「発注者」という。）が実施する「令和4年度東広島市ため池ハザードマップ作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 第2条（業務目的）

本業務は、広島県が実施したため池の決壊を想定したため池下流の氾濫解析の結果を基に、浸水範囲や避難場所等に係る情報を住民に分かりやすく提供し、事前の避難行動などに役立てることを目的とした、ため池ハザードマップの作成を行うものである。

### 第3条（関係法令等の遵守）

本業務は、本仕様書のほかに、下記に準拠し実施するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 河川法
- (4) 水防法
- (5) 測量法
- (6) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律
- (7) ため池ハザードマップ作成の手引き（平成25年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課）
- (8) 水害ハザードマップ作成の手引き  
（平成28年4月(令和3年12月一部改訂)国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- (9) 避難勧告等に関するガイドライン（平成29年1月 内閣府）
- (10) 東広島市地域防災計画
- (11) その他関係法令・規則・通達等

### 第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月17日までとする。

### 第5条（履行場所）

受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所とする。

### 第6条（提出書類）

受注者は本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務実施工程表

- (3) 委託業務実施責任者選任通知書
- (4) 同種業務履行実績証明書
- (5) その他発注者が必要とするもの

#### 第7条（指示及び監督）

本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで全体を計画、管理、指示する責任者について、恒常的な雇用関係にある社員であり、地図（地形図）情報及び浸水想定等の各種ハザード解析データについて一定の精度及び適切な処理能力を有する技術者を配置し、正確丁寧にこれを行なわなければならない。また、発注者が定める担当職員と常に密接な連絡をとり、履行期間中においても進捗状況を随時報告すること。

なお責任者を変更しなければならない特別な事情が生じた場合は、発注者の承諾を受け、その後速やかに届出を行うこと。万一責任者を変更する事態が生じた場合は、業務の遂行に支障のないよう万全を期すること。

#### 第8条（資料の貸与及び返却）

本業務を実施する上で必要な次の資料は発注者が受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された資料の管理に十分に注意し、使用後速やかに返還するものとする。

データの種類	データの形式
ため池浸水想定区域データ	shape 形式
その他協議の上必要と判断されたもの	

#### 第9条（成果品の帰属）

本業務の内容はすべて発注者に帰属するものとする。受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者又は第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利などは、受注者又は第三者に留保されるものとする。

#### 第10条（打合せ協議等）

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり事前に担当職員と打合せを行い、円滑に本業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、打合せ協議事項その他について後日確認ができるように、協議事項、立会人、内容等の明細を記載した記録簿を備えるものとし、担当職員の指示により提出しなければならない。
- (3) 受注者は、必要に応じて業務作業の進捗状況を担当職員に報告しなければならない。

#### 第11条（関係機関との協議）

受注者は、本業務を実施するにあたり、関係官庁並びに関係団体と協議を要する時、または協議を受けた時は、遅滞無くその内容を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

## 第12条（守秘義務）

受注者は、本業務において知り得た情報について他に漏洩または引用してはならない。

## 第13条（損害の賠償）

受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとし、損害賠償の責任は受注者が負うこととする。

## 第14条（契約不適合）

納品後、成果品に契約の内容に適合しない箇所が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うこととする。ただし、利用する地図の経年変化による現状との不一致はこれに該当しないものとする。

## 第15条（検査）

受注者は、本業務完了後は速やかに業務完了届、成果品、関係書類を提出し、提出したその日から10日以内に責任者立会いのうえ完了検査を受けなければならない。

## 第16条（疑義）

受注者は、作成業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議しその指示に従わなければならない。

## 第17条（部分払）

- (1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求することができる。  
中間時（令和4年12月末）に1回  
請求金額は契約額に対して50%
- (2) 受注者は、部分払金を請求しようとするときは、請求しようとする日の前日までの履行報告を行ってなければならないものとする。

## 第2章 業務内容

### 第18条（業務概要）

本業務の業務概要は、以下のとおりである。

- (1) 対象ため池：防災重点ため池（特定農業用ため池）2,000 池
- (2) 業務概要
  - ①計画準備
  - ②資料収集整理
  - ③ため池ハザードマップの作成
  - ④製版・印刷製本
  - ⑤ホームページ掲載用データの作成
  - ⑥ため池ハザードマップデータの作成（Shape 形式）
  - ⑦業務報告書作成及び成果品納品

### 第19条（計画準備）

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

### 第20条（資料収集整理）

本業務を進めるにあたって、第3条で述べた関連法令等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料があれば受注者は発注者に請求することができる。

### 第21条（ため池ハザードマップの作成）

広島県によるため池浸水想定区域図データに基づき、ため池ハザードマップの作成を行うものとする。

- (1) マップに掲載する防災情報の内容
  - ・ため池浸水想定区域（決壊による浸水深）
  - ・氾濫水の最短到達時間線
  - ・指定避難所・広域避難場所
  - ・防災関係機関（市役所・支所・出張所、国・県関係機関、警察署、消防署・分署）
  - ・主要な道路、鉄道
  - ・凡例
  - ・その他協議の上掲載が必要とされたもの

なお、参考図書としてマップ作成例を別紙として添付する。

- (2) 多言語の翻訳、文字置き換え、調整について

レイアウト構成及び凡例等については、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フランス語、ベトナム語に翻訳した構成で作成することとし、各言語ごとに作成するものとする。

なお、多言語に翻訳して作成したハザードマップはデータのみとし、製本は必要としない。日本語にて作成したハザードマップに関してはデータ作成及び製本まで行うものとする。

### (3) その他

色覚障がい者や高齢者等に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。

### (4) 校正

マップ作成完了後、1回以上発注者の校正確認を受け、必要に応じ修正を行うこと。

### (5) 製版・印刷製本

製版・印刷製本については以下のとおりとする。

用紙サイズ：日本工業規格A4判もしくはA3判

製本：A4判に折仕上げ（A3判印刷図のみ）したものをA4チューブファイルに綴じる。

製本部数：本庁(2部)・各支所(5部)・各出張所(3部)・予備(10部)・住民自治協配付分\*

ため池対象数×20部+住民自治協配付分(48部)\*を製本する。

※住民自治協配付分の48部については、各町ごとにため池ハザードマップを仕分けし、各町に所在する住民自治協へ対象分のみを作成する。

西条町(約400箇所)×自治協10部

八本松町(約250箇所)×自治協4部

志和町(約230箇所)×自治協3部

高屋町(約240箇所)×自治協5部

黒瀬町(約270箇所)×自治協5部

福富町(約120箇所)×自治協3部

豊栄町(約200箇所)×自治協6部

河内町(約150箇所)×自治協6部

安芸津町(約140箇所)×自治協6部

印刷枚数：本庁(2部)・各支所(5部)・各出張所(3部)・予備(10部)

2,000池×20部=40,000枚

住民自治協配付分（計：11,540枚）

西条町内自治協：400×10=4,000枚

八本松町内自治協：250×4=1,000枚

志和町内自治協：230×3=690枚

高屋町内自治協：240×5=1,200枚

黒瀬町内自治協：270×5=1,350枚

福富町内自治協：120×3=360枚

豊栄町内自治協：200×6=1,200枚

河内町内自治協：150×6=900枚

安芸津町内自治協：140×6=840枚

合計枚数：40,000枚+11,540枚=51,540枚

印刷方法：オンデマンド印刷

刷色：片面フルカラー4色刷

原紙サイズ：菊判48.5kg

紙の種類：マットコート紙

なお、事前の協議時に担当職員と製版・印刷製本内容について確認することとする。

## 第22条（ホームページ掲載用データの作成）

ため池ハザードマップ作成に基づき、東広島市ホームページ等でため池ハザードマップを閲覧出来るようにするため、掲載用データとして電子データ（PDF、JPG 形式等）を作成するものとする。作成したデータは印刷原稿としても使用する。

## 第23条（ため池ハザードマップデータ(Shape 形式)の作成）

ため池ハザードマップデータを Shape 形式にて納品すること。

## 第24条（業務報告書作成及び成果品納品）

本業務で作成した浸水想定区域図の作業経緯及び収集した資料等を分かりやすく記載した報告書を作成するものとする。また、成果品の納入場所は東広島市建設部河川港湾課とする。

# 第3章 成果品

## 第25条（成果品仕様）

### （1）ため池ハザードマップ 1式

対象ため池 2,000 箇所のハザードマップ作成を行い、本庁(2部)・各支所(5部)・各出張所(3部)・予備(10部)・住民自治協配付分(48部)  
2,000 池×20部+住民自治協配付分(48部)を製本する。

### （2）ホームページ掲載用データ（PDF 形式、JPG 等） 1式

### （3）ため池ハザードマップデータ（電子媒体納品 Shape 形式） 1式

### （4）打合せ記録簿 1式

### （5）（1）～（3）データの電子媒体（CD-R 等） 1式

### （6）業務報告書 2部

### （7）その他発注者が指示するもの 1式

なお、電子成果品を提出する際は、ウイルス対策を実施した上で提出するものとする。

問い合わせ先（発注担当課）

東広島市建設部 河川港湾課 農業水利係

電話 082-420-0940

F A X 082-421-0039

# 〇〇池ハザードマップ

## 最大水深と浸水程度の目安

0.0~0.2m	大人のひざまでつかる(床下浸水)
0.2~0.5m	大人の腰までつかる(床上浸水)
0.5~1.0m	大人の腰までつかる(床上浸水)
1.0~2.0m	1階の軒下まで浸水する
2.0~3.0m	2階の軒下まで浸水する
3.0~5.0m	2階の軒下まで浸水する
5.0m以上	2階の屋根以上が浸水する

## 【ご覧いただく上での留意事項】

ため池が満水状態の時に大地震を受け、堤防が瞬時に決壊するという最も不利な条件でシミュレーションを行っており、浸水が想定される最大の範囲を示しています。

実際には、ため池の水位、決壊の過程、土地利用の状況等により、浸水する区域に差異があります。

官公庁施設連絡先 電話番号  
東広島市(代表) 082-422-2111  
河川港湾課082-420-0940  
消防局

〇〇課〇〇-〇〇-〇〇

東広島警察署

〇〇課〇〇-〇〇-〇〇

避難場所等の情報

〇〇〇〇

〇〇池  
堤高〇〇m  
総貯水量〇〇  
m<sup>3</sup>

## 【避難の考え方】

- ① まずは、浸水想定区域外へ向かって避難してください。
  - ② その後、次の避難場所へ避難してください。
- 地震で決壊のおそれのある場合  
地震の避難場所に指定された小中学校等のグラウンドなど屋外の広い場所
  - 大雨で決壊のおそれのある場合  
市が開設する避難場所(小中学校の体育館などの屋内施設)  
※開設する避難場所は、避難情報と併せて緊急情報メールなどでお知らせします。

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。(承認番号 平 26 情複、第 749 号)

浸水想定区域外へ向かって避難してください